

原子力災害に備えた避難計画の作成について

- 医療機関の実情に応じて、原子力災害に備えた避難計画を作成する必要があります。
- 避難計画は、次の（１）または（２）いずれかの方法で作成しましょう。

- （１）現在、医療機関で策定している防災マニュアルや非常災害計画に、原子力災害対策のポイント①～③の内容を追加して作成する。追加する内容は、「参考ひな形」の関係条文を参考にする。
- （２）「参考ひな形」をベースとして、原子力災害個別の避難計画を作成する。
※医療機関の規模に応じて、内容を修正して作成しても構いません。ただし、少なくともポイント①～③の内容は入れてください。
※「参考ひな形」の解説は、削除の上、活用してください。

ポイント① 平時における対策について

- （１）平時から、市（町）から避難に関する情報が発令された場合の職員への情報伝達的手段及び方法、緊急時連絡網及び職員招集・参集方法を定め、緊急連絡体制を整備しましょう。
- （２）原子力災害避難訓練を定期的実施し、職員間の情報伝達、避難誘導の手順を確認しましょう。また、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の参加を要請し、連携しながら実施しましょう。
- （３）入院患者及び職員を集団的に避難させる場合に備え、あらかじめ、想定される避難経路、避難手段及び避難方法を定めましょう。
- （４）これらの内容は、施設内に掲示するなどの適当な方法で、入院患者および職員に周知しましょう。

参考ひな形関係条文

第 9 条（緊急連絡体制等の整理）

第 11 条（原子力災害避難訓練）

第 13 条（避難先病院、避難経路、避難手段および避難方法）

ポイント② 災害時における対策（避難準備）

- （１）施設管理者は、市（町）災害対策本部から避難準備に関する情報が発出された段階で、職員に対し、入院患者の避難準備をさせましょう。
- （２）施設管理者は、市（町）災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行いましょう。
- （３）施設管理者は、入院患者に現在の状況を伝達し、入院患者の安全確認を行い、不必要な不安および動揺を与えないようにしましょう。
- （４）施設管理者は、緊急時連絡網により職員に連絡を取りましょう。

(医療機関用作成例)

(5) 施設管理者は、入院患者の人数や、避難に必要な車両や資機材等を確認し、人員の派遣等が必要な場合は、市(町)災害対策本部に要請してください。

(6) 避難先については、宮城県が、各圏域内の医療機関の被災状況を踏まえたうえで、避難先病院等との調整を行います。

(7) 避難先で使用する物資、資機材等を準備しましょう。

※避難手段については、自ら確保できる避難手段のほかは、国、県又は市(町)が確保するので、市(町)災害対策本部とはしっかり連絡を取り合しましょう。

参考ひな形関係条文

第16条(情報の伝達及び応援要請)

第20条(避難準備)

第21条(避難)

ポイント3 災害時における対策(屋内退避・避難の実施)

(1) 施設管理者は、市(町)災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、適切な屋内退避措置を講じましょう。その際、職員は、あらかじめ定めたチェックリストをもとに活動しましょう。

(2) 施設管理者は、市(町)災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、入院患者および職員を避難させましょう。

(3) 搬送が困難な入院患者については、症状が安定するまで、気密性の高い部屋に退避させましょう。

(4) 搬送する入院患者は、避難先病院等と受け入れのマッチングおよび適切な搬送手段が確保された者から、順次、避難を開始しましょう。その際、あらかじめ定めたチェックリストをもとに避難しましょう。

(5) 職員は、避難の開始前に、避難先病院に対し、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡しましょう。また、入院患者の家族に対し、避難先病院、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡しましょう。

(6) 職員は、避難する際には、避難先病院で使用する物資、資機材等を搬送しましょう。

(7) 施設管理者は、入院患者を避難させた場合は、市(町)災害対策本部に報告してください。

参考ひな形関係条文

第19条(屋内退避)

第21条(避難)

原子力防災に関する行動チェックリスト（災害発生時）

【医療機関名： 】

① 避難準備

区分	チェック項目	結果
情報収集	地元自治体の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報など、最新の情報を把握する。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、施設がとるべき状況に関する情報を収集する。	
職員招集	緊急連絡網により、職員招集の連絡をする。	
安全確認	施設設備の安全確認を行う。	
応急物資の確保	備蓄品・非常持出品リストをもとに、避難に必要な物資を準備する	
外来患者等の退去	外来患者、見舞客、業者等に退院・退出を指示する。	
避難準備	搬送が困難な患者と、避難する患者を決め、整理する。	
	搬送時本人確認カードを作成する。	
	市（町）災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、あらかじめ定めた避難先病院、避難経路および避難手段の状況を確認する。	
	避難に必要な車両や資機材、人員を確認し、不足する分は市（町）災害対策本部に応援を求める。	

② 屋内退避

区分	チェック項目	結果
安全措置① （身体に関すること）	入院患者および職員は、速やかに施設内（屋内）に退避する。	
	外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びる。	
	入院患者を窓側から離し、施設の中央に退避させる。	
安全措置② （室内の設備、物に関すること）	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする。	
	空調設備、換気装置を止める。	
	食品にフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管する。	
	飲料水を密閉できる容器に入れる。	
	外で着ていた服はビニール袋に入れ、しっかりと口を閉じる。	
家族等への連絡	入院患者の家族等に施設の対応状況を伝える。	

③ 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難前	市（町）災害対策本部に避難先病院，避難経路および避難手段に変更がないか確認する。	
	搬送が困難な患者は，気密性の高い部屋に退避する。	
	入院患者に状況を説明し，落ち着かせてから，あらかじめ定めていた避難方法により，院内の避難場所まで誘導する。	
	火気等の消火，電灯の消灯を確認し，窓等を閉めて施錠する。	
	携行品，非常持出品を確保し，避難車両に積み込む。	
	入院患者を避難させる場合は，避難先等で本人確認できるよう搬送時本人確認カードを患者に付帯させる。	
避難中	入院患者および職員は，避難場所への移動中はマスクおよび外衣を着用する。	
避難完了後	市（町）災害対策本部に連絡する。	
	避難元医療機関に連絡する。	
	入院患者の家族等に避難先病院および健康状況を伝える。	

搬送時本人確認カード

病院名		患者 種別		担当医	
利用者	フリガナ		生年月日	M・T・S・H	年 月 日生
	氏 名		性 別	男 ・ 女	
			血 液 型	型	
			病 名		
特記事項 (服用中の薬など)					
連絡先	フリガナ		自宅電話	— —	
	氏 名	(続柄)	緊急連絡先	— —	

搬送時本人確認カード

病院名		患者 種別		担当医	
利用者	フリガナ		生年月日	M・T・S・H	年 月 日生
	氏 名		性 別	男 ・ 女	
			血 液 型	型	
			病 名		
特記事項 (服用中の薬など)					
連絡先	フリガナ		自宅電話	— —	
	氏 名	(続柄)	緊急連絡先	— —	

※電子カルテ等で同等の情報が出力できる場合は、既存帳票による代用でも結構です。

カードの項目は必ずしも必須ではありません。プライバシーに十分に配慮して記載してください。

患者種別は、記号で記載してください(乙：精神病床に入院している患者 空欄：その他の患者)。